

東京言語教育学院

自己点検・評価報告書  
(日本語教育機関教育活動評価)

令和元年 10 月

## 東京言語教育学院の自己点検・評価について

日本語教育機関のための自己点検・評価を年一回以上実施・公表することが法務省出入国在留管理庁「日本語教育機関に関する告示基準」（平成28年7月22日策定、平成30年7月26日一部改定、令和元年8月1日一部改定）第1条第1項第18号（「点検・評価」）により義務付けられました。本学は既にホームページ上で自己点検・評価報告書を公開しており、今後も引き続き教育の質と水準の更なる向上のために自己点検・評価を実施し、その結果を公表していく方針です。なお、本学は、同じく告示基準で義務付けられた告示基準適合性点検年次報告の対象期間（4月1日～3月31日）に併せて、本学の自己点検・評価年次報告書の対象期間も4月1日～3月31日とし、次回の報告書（平成31年4月1日～令和2年3月31日）は来年4月に公表する予定です。

また、本学は、自己点検・評価活動の一環として、第三者評価を受審すべく、本学が維持会員となっている一般財団法人日本語教育振興協会の「日本語教育機関教育活動評価」を3年に一度受審しています。この度、令和元年5月31日時点の本学の教育活動に関する自己点検・評価の結果が同協会の日本語教育機関教育活動評価基準項目に適合するものとして認定されましたところ、同協会の「認定書」並びに右評価のために本学が提出した「自己点検・評価票」及び「自己点検・評価報告書」を公表します。

なお、本学の自己点検・評価は、校長（学院長）の統括の下、教務部門の責任者（教務主任）、事務部門の責任者（事務主任）が各部門の教職員の協力を得ながら実施し、設置代表者（代表）の承認を経て結果を公表しています。



NISSHINKYO

第19-G040号

## 認 定 書

貴日本語教育機関は、本協会の日本語教育機関教育活動評価基準に適合するものとして、下記のとおり認定します。

### 記

- 1 名 称 東京言語教育学院
- 2 所 在 地 東京都江戸川区平井5-23-7 東言ビル本館  
東京都江戸川区平井6-30-5 東言ビル2号館  
東京都江戸川区平井5-44-6 東言ビル3号館
- 3 認定有効期間 2019年10月1日から2022年9月30日まで

2019年10月23日

一般財団法人日本語教育振興協会

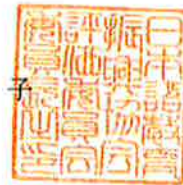
理事長 佐藤次郎



一般財団法人日本語教育振興協会

教育活動評価委員会

委員長 佐々木倫子



## 日本語教育機関教育活動評価

## 自己点検・評価票

日本語教育機関名： 東京言語教育学院	
点検・評価項目	
<b>理念・教育目標</b>	
<p>〈理念・ミッション〉</p> <p>理念</p> <p>「日本語教育を通して日本語に精通するだけでなく、真に日本・日本文化を理解した上で、草の根レベルから国際交流が可能なグローバル人材、国際社会に貢献する人材を輩出していく。」</p> <p>ミッション</p> <p>「進学のための日本語学校」として、日本の大学又は大学院を志望する外国人学生の進学指導に特化し、また、日本語教育の一環として、日本社会・文化の徹底的な理解と異文化対応能力を育む知識・技能の習熟を目指す国際理解教育に注力することにより、能力の高いグローバル人材の育成に努め、日本と留学生の母国の両国の発展に貢献していく。</p>	—
<p>〈教育目標〉</p> <p>「日本語教育を通して日本語に精通するだけでなく、真に日本・日本文化を理解した上で、草の根レベルから国際交流が可能なグローバル人材、国際社会に貢献する人材を輩出していく。」</p>	—
<p>〈育成する人材像〉</p> <p>日本の大学院や大学に進学し、将来、日本の活性化に資する高度外国人材としての役割を担いうる、また、世界各国との国際交流の懸け橋になりうる高い能力を有するグローバル人材</p>	—
<b>1. 学校運営</b>	確認
1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している。【注】	[ ✓ ]
<b>2. 入学者の募集</b>	評価
2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。	A
2.2 海外の募集代理人（エージェント等）の行う募集活動が適切に行われていることを把握している。	A
<b>3. 入学者選考</b>	
3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉強意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資料で確認する等、適切な方法により確認している。	A
3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者（職員等）が面接等を行うよう努めている。	A
<b>4. 納付金</b>	
4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付時期、納付方法、及び学	A

費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。	
4.2 関係諸法令に基づいた学費返還規程を定め公開している。	A
4.3 上記4.1及び4.2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。	A
<b>5. 学生支援</b>	
5.1 日本社会を理解し、適応するための取組みを行っている。	A
5.2 進路指導を適切に行っている。	A
5.3 重篤な疾病や傷害のあった場合の対応を定めている。	A
5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導等を定期的に行っている。	A
5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組みを継続的に行っている。	A
<b>6. 教員</b>	
6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。	A
6.2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施すると共に、他機関の実施する研修会等への参加を促している。	A
6.3 教員評価を適切に行っている。	A
<b>7. 教育活動</b>	
7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。	A
7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。	A
7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。	A
7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。	A
7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。	A
7.6 授業評価を含む教育活動の評価を定期的に行っている。	A
<b>8. 教育施設</b>	
8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされていると共に、語学教育に必要な遮音がなされている。	A
8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。	A
8.3 法令上必要な設備等を備えている。	A
<b>9. 安全・危機管理</b>	
9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。	A
9.2 感染症発生時の措置を定めている。	A
9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。	A
<b>10. 法令の遵守等</b>	
10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。	A
10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組みを行っている。	A

10.3 個人情報保護のための対策をとっている。	A
10.4 入国管理局、日本語教育振興協会及び関係官庁等への届出、報告を遅滞なく行っている。	A

評価方法

- ・A:「達成されている」あるいは「適合している」項目。
- ・B:「一部未達成」であるが、1年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。
- ・C:「未達成」あるいは「適合していない」項目。

【注】この項目には、「告示基準」適合状況点検表(別紙3)の作成が必要です。作成後確認として〔 〕欄に「レ」で記してください。



## 日本語教育機関教育活動評価 自己点検・評価 報告書

日本語教育機関名：東京言語教育学院

※ 総合評価(【達成状況】、【課題・改善計画等】を含む。)全体の記述として600字から1500字以内でまとめてください。

### 総合評価〔日本語教育機関〕

#### 【達成状況】

今般の教育活動評価受審に対応すべく、本学は法務省告示基準に則り平成 29 年より貴協会基準に沿って自己点検を自主的に実施、改善点に対応してきたところ、今次評価は以下のとおり概ね一定水準を超えるものとなった。

学校運営につき、全ての告示基準適合に加え、透明性ある学校運営に必要な『管理運営規程集』の運用、専任校長、学生定員に必要な教員数を超える専任教員、十分な事務職員の配置による学生管理、適法な設備の 3 校舎等を以て本学は円滑に運営されており、かかる学校運営の在り方を定期的に点検する自己評価を実施、報告書を HP で公開している。

入学者の選考につき、進学課程のみの本学は進学志望者だけを入学させるべく、書類選考に加え、現地の言葉に精通した本学職員が全ての入学志願者を面接、日本の大学・大学院進学に必要な能力、資質、意欲等を精査、選考する体制が確立している。

学生支援につき、留学生生活支援全般に係る文書を整備して全学生・教職員に周知、全事務職員が学生の母国語に精通し 24 時間 365 日に緊急対応を行う等、学生支援体制は万全である。学生の日本社会の理解・適応能力の向上にも注力、オリエン、季節の行事、大学を知る催物、地域貢献ボランティア活動等を多数企画・実施している。進路指導は、全専任教員が事務職員と連携しつつ進学指導を担当、学生アンケートや個別面談等で進路希望を把握、志望校選定や受験対策を指導・支援しており、例年卒業生の 90%以上が所期の目的を果たして日本の大学や大学院に進学している。取次申請校であり有資格者が留学手続を支援、適切な学生指導、厳格な在籍管理を行っているところ、過去 10 年間適正校に認定されている。

教員につき、新しい教職員評価制度を策定、今年度より運用を開始、全教職員のジョブディスクリプション(個々の職位に応じたコンピテンス、職責、期待役割等を記載した目標管理・評価シート)を作成、学院長以下全教職員が明確な責任意識や能力向上のモチベーションを以て職務を遂行、一丸となって学校の理念・目標を実現する体制を整備。教職員には一層の能力向上の為、学内外の研修参加を奨励している。

教育活動につき、進学を目的としたコース設定、カリキュラム編成、シラバス作成、日本語教材選定等、適切な教育活動計画を策定、今年度は JLPT や EJU に加え、JF スタンダードを参考にして日本語能力レベルを見直しカリキュラムを改定、効果的な日本語教育に不断の努力を行っている。能力別クラス編成制度をとっており、日本語試験の成績、在籍管理情報等に基づき適切に編成、また、成績表定期配布、学生自己評価アンケート、教員の個別面談により学生に学習成果を適切にフィードバック、学

生の満足度は高い。また、主任の授業見学や学生アンケート等により全教員の授業を適宜評価、教員と評価を共有し指導、教育の質の向上に努めている。

安全・危機管理につき、全校生の国民健保・留学生保険加入や定期健診、医療機関紹介や職員の付添等による健康管理、有事に備えた学生のオリエンや避難訓練実施により、安全・危機管理は十分である。

法令の遵守につき、本学は法令遵守を超えた広範な概念でコンプライアンス確保を目指し、『管理運営規程集』に基づく研修や指導を実施、教職員のコンプライアンス意識の醸成に努めている。

**【課題・改善計画等】**

上述のとおり、必要な取組みを実施するも、証憑となる記録文書の保管が体系的ではなく、文書保管体制の整備・強化が最大の課題である。

総合所見〔日本語教育機関教育活動評価委員会〕

**【達成状況】**

**【課題・改善要望等】**

